

佐用町地域防災計画(風水害編) 改定のポイント

(地域防災計画(資料編)含む)

全体を通して

- 1 県地域防災計画および県水防計画等の修正を踏まえた見直し
- 2 組織名・事業・制度の変更および時点修正による見直し
- 3 各機関事前調査を踏まえた見直し など

町地域防災計画(風水害編) 改定の主なポイント

① 防災会議について

(1) 構成

会長1名、委員27名

(2) 委員数増員

1名：県立佐用高等学校 家政科長

佐用高等学校では家政科を中心に、令和2年度から文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に参画。本町等と連携しながら地域課題の解決に取り組み、その取り組みの1つとして地域と協働する「佐用合同防災訓練～K I Z U N A大作戦～」などに取り組み、防災意識の啓発と学びを地域へ還元されている。この取り組みは、令和4年度「ぼうさい甲子園」で「はばたん賞」受賞されるなど町外にも広く認知されており、委員としてふさわしいと考えるため。

- ・本計画 該当箇所
資料編「第1編 総則 P1～P4」

② 土砂災害に関する取り扱いについて

○令和6年度から、国土交通省および兵庫県土木部の通知による変更

- ・土砂災害防止法(※)第7条に規定する「土砂災害警戒区域」同法第9条に規定の「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用
- ・「土石流危険渓流」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しないこととなった。
- ・本計画 該当箇所
計画 「第1編 総則 P51～P55」「第3編 災害応急対策計画 P130～P131」
資料編「第1編 総則 P21～P79」

※正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

③ 災害時応援協定について

(1) 修正・追記

組織名変更、締結相手先の自治体数に佐用町を含めていたことによる修正、協定締結の追加によるもの

(2) 災害時応援協定

全 34 件（行政機関との協定 9 件、その他関係機関との協定 25 件）

うち新たな協定 2 件

・ 本計画 該当箇所

計画「第 2 編 災害予防計画 P62～P65」「第 3 編 災害応急対策計画 P154～P156」

資料編「第 2 編 災害予防・応急対策計画 P233～P234、P326～P330」

④ 安否不明者の氏名等の公表（以下「氏名等公表」）について

○災害発生時には、救助活動の効率化・円滑化に資するため、町又は県において氏名等公表を行い、安否情報を広く求めることにより、救助対象者の絞り込みを図る場合がある。

町又は県はそれぞれの個人情報保護条例を踏まえ、災害の状況や被災者の事情等に応じて氏名等公表の可否を判断することがあることを、本計画改訂に反映。

・ 本計画 該当箇所

計画「第 3 編 災害応急対策計画 P185」